渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただいまより、第279回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には道後地区の烏谷委員と、興居島地区の山岡委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため久谷地区の丹生谷推進委員に御出席をいただいています。よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～第11号までの11件の議案が提出されております。 それでは、議案第１号～第３号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	御報告の前に、前回の第278回総会において、議案の訂正がございます。お手元にお配りしております「第278回総会議案第１号農地法第４条届出専決処理報告」の訂正前と訂正後を御覧ください。第278回総会議案第１号の５番の町名に誤りがありました。議案には届出受理した３筆全てを余戸東５丁目と記載しておりましたが、正しくは余戸東４丁目でした。恐れ入りますが、３筆全て余戸東５丁目から４丁目に訂正していただきますようお願いします。５丁目を４丁目に御訂正ください。よろしくお願いします。 では、先月同様、４条届出と５条届出について、御説明差し上げた後、御報告いたします。「業務のてびき」をお持ちの方は、52ページを御覧ください。 農地転用とは、農地を農地以外の用途に変更することでございます。 議案第１号の、農地法第４条届出専決処理報告は、市街化区域内の農地を所有者等が自ら転用するため、農業委員会に対して届け出がなされたものです。 次に、議案第２号の、農地法第５条届出専決処理報告は、同じく市街化区域内の農地を転用する目的で、権利の移転や設定をするため、農業委員会に対して届け出がなされたものです。 なお市街化区域内の届出につきましては、松山市農業委員会規程及び農業委員会への届出に関する専決処理要領に基づき、事務局長が専決処理で受理したもので、直近の総会において、その報告をするものでございます。

	それでは、議案第１号と議案第２号を御報告いたします。令和８年７月 28 日から令和８年８月 27 日までに専決処理した案件は第１号議案の４条届出が８件、第２号議案の５条届出が 11 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして第３号議案の御報告の前に 18 条解約について御説明いたします。「業務のてびき」42 ページを御覧ください。 農地の賃貸借権について、解約や解除等を行う場合には愛媛県知事の許可を受けなければならないとされています。ただし、双方の合意により、農地を引き渡すこととなる期限前６か月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合には、書面作成から 30 日以内に農業委員会に通知すればよいとされています。議案第３号は双方の合意により解約され、解約通知がなされたものです。 それでは、議案書の議案第３号を御報告いたします。 １番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	では、３条許可についても、再度御説明いたします。「業務のてびき」は 37 ページになります。 農地法第３条では、農地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とした権利を設

	定し、若しくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないとされています。つまり、耕作を目的として、農地の所有権移転をしたり権利設定をしたりする場合には、農業委員会への許可申請が必要となります。 　次に、許可申請が提出された場合の許可の基準については、手引きの 38 ページ上段に記載されています。この審査基準の一つにでも該当する場合は、原則として許可することができません。またそれぞれの申請について、これらの審査基準１号～６号までを整理した調査票をお配りしておりますので、議案説明時にあわせて御覧ください。 　なお、本総会においては、新規農業の案件、不許可の例外に該当する案件のほか、必要に応じて、申請地が所在する地区の地元委員又は推進委員に、譲受人の労働力、農業に対する意欲などについて、事務局の議案説明後に補足説明をお願いしております。 　それでは、議案内容を御説明いたします。お手元に先ほど説明した審査基準１号～６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。 　まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件を御説明いたします。 　５ページの１番、３番、４番、６ページの７番の譲受人は新規農業者です。 　この度、申請地を取得又は借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 　本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 　続きまして、その他の案件を御説明します。 　２番、譲受人は、農地約 62 アールを耕作する農家でございます。 　この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　５番、譲受人は、農地約 81 アールを耕作する農家でございます。 　この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　６番、譲受人は、農地約 75 アールを耕作する農家でございます。 　この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　８番、譲受人は、農地約 88 アールを耕作する農家でございます。 　この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　９番、譲受人は、農地約８アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 　以上でございます。

寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件は４件で、１番、３番、４番、７番であります。 １番の所在地は小野地区でありますので、和田委員から説明をお願いいたします。
和田淳一委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、自宅に近い南梅本町の農地を譲り受け、新規に営農を始めたいとしております。 知人の農業を手伝っていた経験もあり、営農に必要な知識などは問題ありません。また農業に対する意欲も十分見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	続きまして、３番の所在地は、浮穴地区でありますので、南委員から説明をお願いします。
南耕一委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、拓南地区にお住まいで、この度、新規に農業経営を始めるものです。 譲受人は以前から農業に関心があり、家庭菜園で季節野菜の栽培を行っておりましたが、所有者が労力不足であることから、譲り受けることになり、今回、申請に及んだもので、農業に対する意欲も見受けられたことから、これを了承しました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	４番の所在地は、久谷地区でありますので、丹生谷推進委員から説明をお願いします。
丹生谷宗久委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、松山市来住町にお住まいで、この度、久谷地区の農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。 申請地は数年前から維持管理が行き届かず、荒廃していましたが、申請人が農地

	に復旧し、これからも父親と協力して耕作する予定です。また、地区審査においても、農業に対する意欲が見受けられましたので、これを了承いたしました。なお、水利の利用については、地元でよく協議をして、また雑草を繁茂させたり害虫を発生させたりして地元とトラブルを起こさぬよう申し伝えておきました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	７番の所在地は、潮見地区でありますので、私から説明いたします。 本件譲受人は、今般、実家のある潮見地区の農地を借り受け、新規に農業を始めたいとしております。 実家の農作業の手伝いや、農業大学校の研修の受講などを行っており、営農に必要な知識などは問題ありません。また、今後、実家に転居し、農業を引き継ぐ予定であるなど、農業に対する意欲も十分見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で、事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
船草康司次長	始めに、農地法第５条許可について御説明します。 農地法第５条許可申請は、市街化区域以外の農地、つまり調整区域や都市計画区域外の農地を転用する目的で、権利の移転、設定を行う場合に、農業委員会を経由して愛媛県知事に対して許可申請するものです。 農業委員会としましては、総会で御審議していただき、許可相当又は不許可相当の意見を付して申請書を県知事宛に送付するものでございます。

	また、申請面積が 1,000 平方メートルを超える案件及び特殊な事例に該当する案件につきましては、申請地が所在する地区の地元委員に、転用の必要性が認められるか、周辺の農地の営農に支障がないか等を議案説明後に補足説明をお願いいたします。 なお、申請面積が 3,000 平方メートルを超える案件及び甲種農地や第１種農地の優良農地の案件は、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、意見の正式決定といたします。 それでは、議案第５号を御説明します。 １番、本件受人は、鷹子町にてＬＰガス供給、保安点検、修理・緊急対応及びガス関連器具の販売を主な業務とする法人であります。 賃借している既存店舗を返却することになったため新たに本申請地を取得し、ＬＰガスの供給等を行う燃料小売店舗として利用したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ２番、本件は申請書類不備のため保留でございます。 ３番、本件は地域計画に該当する農地であったことから、先月の第 278 回総会にて申請取下げとなった案件で、今回、地域計画の変更を行ったことから申請に及んだものです。 本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今月 29 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 ４番、本件受人は土木工事請負業を主な業務とする法人であります。 既存の露天資材置場を近接する事業者からの強い要望により売却することから、新たに本申請地を取得しヒューム管・コンクリート製品・砕石等の資材や重機・３トントラック等の車両を置く、露天資材置場及び露天駐車場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。

	本件は、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ５番、本件受人は足場仮設工事業を営む個人事業主であります。 現在、間借りしている事業用車両置場を返還することから、新たに本申請地を賃借し事業用車両の露天駐車場及び足場板・柱類やシート類等の露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ６番、本件受人は、船舶用廃棄物保管容器の加工販売を主な業務とする法人であります。 近年、事業量の増加に伴い既存の工場敷地内の保管スペース及び従業員駐車場に新工場を建設することから、今般、本申請地を取得し、船舶用ドラム缶や従業員用車両等の露天資材置場・露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 以上で説明を終わります。
寺井克之会長	４番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が浮穴地区でありますので、南委員から説明をお願いします。
南耕一委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は南久米町に本社を置き、南高井町 1554 番１、２に資材置場を構え、土木工事請負や建設機械の賃貸業を行う法人です。 この度、当社が所有する資材置場に隣接する事業者から工場の拡張計画があり、売却することに合意し、新たな代替地を検討することになりました。 そこで、既存資材置場の周辺で必要条件を満たす未利用な宅地や雑種地がないことから、今回、本申請地を露天資材置場・露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。

	なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、この案件につきましては県許可分でありますが、３番は優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第６号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に「農用地利用集積等促進計画」について簡単に御説明いたします。 松山市が農用地利用集積等促進計画を作成し、中間管理機構を通して、利用権設定、所有権移転及び権利移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。農用地利用集積等促進計画（案）は、市が策定した地域計画に基づき、作成されるものです。利用権設定は中間管理事業法を根拠に、所有権移転は経営基盤強化促進法の特例事業を根拠に実施されるものです。これらの権利設定及び所有権移転は農地法の例外に当たるものになります。借り手及び買い手の要件及び対象となる農地は「業務のてびき」のとおりです。 それでは議案について御説明いたします。 まず、８ページからの利用権設定に関するものが７件、次に 11 ページからの所有権移転に関するものが４件ございます。 ８ページ１番、２番、９ページ３番、４番の譲受人は約 91 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権又は賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 ５番の譲受人は約 68 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 ６番の譲受人は約 317 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 10 ページ７番の譲受人は約 305 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を

	設定し、経営規模を拡大するとしています。 11 ページは所有権移転になります。 ８番の譲受人は約 94 アールを耕作する農業法人で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 ９番の譲受人は約 198 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 10 番の譲受人は約 324 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 11 番の譲受人は約 221 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 貸借権等の権利の開始は令和８年 11 月１日の予定です。また、所有権移転の移転時期は令和８年 10 月 30 日の予定です。 所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。 また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようになっております。 御審議のほどよろしくお願いします。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第７号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越 智 徹 主 査	それでは、議案について説明する前に納税猶予について簡単に御説明いたします。 相続税納税猶予は、農地の相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺

	贈により農地等を取得し、自ら農業を営む場合又は一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により、当該農地の相続税納付の猶予を受けるものです。 　被相続人、相続人、特例の対象となる農地の要件は、「業務のてびき」16 ページに記載のとおりでございます。 　相続税の期限内申告書の提出に伴って、納税猶予を受けるための添付資料として、農業委員会が発行する「適格者である旨の証明書」を添付する必要があります。本議案は、この「適格者である旨の証明書」の発行交付に関し、審議するものとなります。 　農地の相続人が、税務署にて租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により相続税の納税猶予の適用を受けた農地は、相続後 20 年間適正に耕作及び管理を継続して行うと、相続税は免除されます。免除の詳細は、議案第８号で改めて説明させていただきます。 　それでは、議案について御説明いたします。 　農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 　これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第６条第１項等３号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 　なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 　番号１の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 　以上でございます。 　御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について簡単に御説明いたします。 相続税の納税猶予では、納税猶予を受けている特例農地で 20 年間営農を続けると、猶予されていた相続税が免除されることとなります。そして、免除をする前に、税務署から農業委員会に当該特例農地が営農又は草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されているかの確認依頼があります。本案件は 20 年間経過時の営農状況について御審議いただくものです。 なお、相続税法の改正により、当該取扱いが変更されています。平成 21 年 12 月 14 日以前に発生した相続又は遺贈については旧法での対応になります。旧法では「業務のてびき」17 ページに記載のとおり、市街化区域、市街化調整区域等に関係なく 20 年免除でありましたが、平成 21 年 12 月 15 日以降の相続又は遺贈については、市街化区域のみ 20 年免除の適用で、市街化区域以外は終身営農することが猶予される条件となっております。 それでは議案について御説明いたします。 今般、税務署より農業委員会に対し、現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。 今回報告する案件は４件、15 筆です。 全ての筆において、耕作されている農地か草刈りを行い、いつでも耕作可能な状態で保全管理されている農地でした。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号を議題といたします。事務局から説明をいたします
山岡美明副主幹	御報告の前に農地法第３条の３について御説明いたします。「業務のてびき」の48ページを御覧ください。 第３条の３では、許可を受ける必要のない権利取得があった場合に、農業委員会にその旨を届け出なければならないとされています。具体的には相続、法人の合併、分割、包括遺贈等による権利取得でございます。 なお、不動産登記法の改正により、令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化され、施行日前に発生した相続についても、施行日から３年以内の登記申請が義務付けられました。 それでは御報告いたします。 本議案は、議案第１号及び第２号と同様の届出専決処理した案件の報告です。 令和８年７月28日～令和８年８月27日までに、専決処理した案件は28件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第10号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御報告いたします。

	本議案は前回第278回総会において、地域計画の公告前に再度農業委員会への意見聴取があり、目標地図に変更がなければ、専決処理とし、直近の総会で専決処理報告する旨議決されたものの報告になります。 令和８年８月14日に文書にて、松山市より地域計画（案）に対する意見聴取があり、その中で目標地図については素案のとおりであるとの内容であったため、令和８年８月17日に専決処理を行い、意見はない旨回答いたしました。 その後、令和８年８月18日から令和８年９月１日まで、農林水産振興課が縦覧公告を行い、利害関係者の意見を求めましたが、意見は出てきませんでしたと伺っております。その後、９月２日に地域計画公告を行い、一般に公表しております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第11号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、議案について説明する前に地域計画について簡単に御説明いたします。 地域計画は、正式名称を地域農業経営基盤強化促進計画といい、地域農業の将来の在り方を示した計画で、計画本体と農地の利用計画を示した目標地図から構成されます。策定手順は、「業務のてびき」34ページに記載のとおりです。 今回の議案は、地域計画の変更で、農業外の利用を行う必要が出てきたため、手順に従い、転用手続きの前に地域計画の変更を行うものです。 それでは、議案について御説明いたします。 地域計画は変更が必要な場合があり、農業上の利用に伴う変更は、事後で良いこととされていますが、農地の転用のように農業外の利用による場合は事前の変更が必要です。 農業委員会は、地域計画の目標地図の素案について、農業経営基盤強化促進法に基づき、市から作成と提出を依頼されています。実際の目標地図の作成や提出は、

	農業委員会サポートシステムで行っています。 本日、御審議いただく案件は１件で、難波地区となっております。お手元に配布している目標地図の素案を御覧ください。 今般、難波の地域計画で所有者による利用を予定していた農地について、今後許可申請予定の農家住宅を目的とする転用計画がまとまったため、あらかじめ目標地図からの除外を行うものです。 市は、農業委員会から提出された目標地図の素案をもとに地域計画の案を作成し、農業委員会等の関係機関の意見聴取を行います。その際、今回提出の素案と変更がない場合は、事務処理の簡略化のため専決処理とし、事後の総会で専決報告させていただきます。意見聴取を経た地域計画の案は２週間の縦覧公告に付されたのち、再度の公告により発効します。 説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願いします。
寺井克之会長	以上で、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 これにて、本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。
越智徹主査	私から、５点連絡事項がございます。 １点目は、カードタイプの委員証ができましたので、お配りしております。顔写真と氏名に間違いがないかどうか確認をお願いいたします。活動時には携帯していただき、身分証を求められた場合は、こちらを提示願えたらと思います。よろしくお願いいたします。 ２点目は、９月２日ににぎたつ会館で開催された令和８年度市町農業委員並びに推進委員等研修会で帽子の忘れ物があったとの連絡がありました。お配りしております研修会忘れ物の写真を御覧いただき、自分のかもと思われる方は事務局まで申し出ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

	また、研修会の欠席連絡いただいていた方には、当日資料をお配りしておりますので、御自宅で一読願えたらと思います。 ３点目は、返信用封筒の利用についてです。 記録簿等の提出で事務局に郵送いただくために、皆様に返信用封筒をお配りしております。返信用封筒には利用期限がありますので、利用期限が終了したものは御利用にならないようにお気をつけ願えたらと思います。よろしくお願いいたします。 ４点目は、先日発生した熊本地震の義援金の依頼がありました。こちらについては、既に振込させていただきましたので、御報告させていただきます。 ５点目は、通常総会の日程についてです。 通常総会となります第 280 回総会は、令和８年 10 月９日　金曜日　午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第 279 回総会を閉会いたします。
渡部純三局長	御起立を願います。礼。 午前 11 時 03 分閉会